

※会員規約にご同意いただけない場合はお申しいただけません。

※規定の大きさ(8ポイント)の文字で印刷した会員規約はカードお届け時に同封致します。

## ローンカード「CREST」会員規約

(平成26年6月1日)

### 第1条(会員)

(1)会員とは、本規約を承認の上、株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)にローンカード(以下「カード」という)の入会を申込み、オリコが認めた方をいいます。(2)会員はカードに関する一切の事項について本規約を遵守するものとします。

### 第2条(契約の成立及びカードの貸与等)

(1)会員とオリコとの間の基本契約は、オリコが入会を承認し、別途オリコが通知した日をもって成立するものとします。(2)オリコは、会員にカードを貸与します。(3)カードの所有権はオリコに帰属するものとします。又、カードは会員のみが利用できるものとし、会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカード(カードの券面上に記載された会員番号、有効期限等のカード情報を含む)の利用、管理をするものとし、他人に貸与、預け入れ、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することや、カードの利用に伴う場合を除いてカード情報の提供を行うことはできません。

### 第3条(契約期間)

(1)カードの契約期間は5年間とし、期間満了月の前月10日までに会員から更新をしない旨の申出がなくオリコが認める場合は更新されるものとし、以後も同様とします。(2)会員は、前項の契約期間内であっても、利用が3年間なく、かつご利用残高がないときは、オリコが脱会扱いとする場合があることを予め承諾するものとします。

### 第4条(カードの利用可能枠)

(1)本カードの利用可能枠(以下「利用可能枠」という)は、オリコが定めた金額とします。

(2)会員が利用可能枠の変更を希望する場合は、オリコ所定の方法により届出るものとし、オリコが認めた場合に変更されるものとします。

(3)会員は、オリコの承諾なく第1項、及び第2項に定める利用可能枠を超えてカードを利用しないものとし、これを超えて利用した場合は、オリコの請求により、利用可能枠を超えた金額もしくは残債務全額を一括して支払うものとします。

(4)オリコは、以下の各号の何れかひとつにでも該当したときは、カードの利用の停止又は利用可能枠の引下げを行うことができるものとします。a.会員が、貸金業法、日本貸金業協会が定める自主規制基本規則に基づく収入を証明する書面その他の必要な書類の提出を求

められたにもかかわらず当該書類が提出されない場合。b.会員の利用可能枠とオリコとの他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合。c.その他カードの利用を認めることが相当でないとしてオリコが認めた場合、もしくは利用可能枠の引き下げが相当であるとオリコが認めた場合。

#### 第5条(借入れ及び融資方法)

会員は、利用可能枠の範囲内で、以下の各号の何れか要領により1万円単位で繰返して借入れができるものとします(以下「カードキャッシング」という)。この場合、会員がカードを使用して借入れをしたときは、当該借入れ毎に個別に金銭消費貸借契約が成立するものとします。a.オリコ指定の現金自動貸付機等にて暗証番号の入力等、所定の手続きにより現金の払出しを受け借入れる方法。b.電話等にて暗証番号等オリコ所定事項を入力等し、会員が予め届出た返済預貯金口座への振込にて借入れる方法。c.その他、オリコが認めた方法により借入れる方法。

#### 第6条(暗証番号)

(1)会員はカードの暗証番号に会員の生年月日、電話番号、住所、自動車登録番号、「0000」、「9999」等他人に容易に推測されるもの(以下「忌避番号」という)の使用を避けるものとします。(2)会員の届出た暗証番号が忌避番号であった場合や、カード入会申込み時に会員が暗証番号を指定しなかった場合、オリコが指定する暗証番号を登録する場合があります。(3)会員は、暗証番号(オリコからID番号やパスワードを付与された場合はこれを含む)を他人に知られないように十分注意して管理するものとします。(4)会員が忌避番号を利用したことにより生じた損害、及び会員の故意又は重大な過失により暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担とします。

#### 第7条(反社会的勢力の排除)

(1)会員は、会員が、現在、次の何れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。a.暴力団 b.暴力団員 c.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 d.暴力団準構成員 e.暴力団関係企業 f.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 g.その他前各号に準ずる者 (2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。a.暴力的な要求行為 b.法的な責任を超えた不当な要求行為 c.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 d.風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為 e.その他前各号に準ずる行為

#### 第8条(ご返済方式・ご返済期日等)

- (1)返済方式は、元利定額リボルビング方式(残高スライド)とします。
- (2) 毎月の返済金額(元金、利息を合計した金額)は別表に定める通りとします。尚、会員が毎月の返済金額を設定する場合は、オリコ所定の方法によりオリコに届出るものとし、オリコが承認した金額を毎月の返済金額とします。但し、ご利用日によっては約定利息が毎月の返済金額を超えることがあり、この場合はその超過額もあわせて返済金額とします。
- (3)お支払日は、ご利用日を含む月の翌月以降毎月 27 日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。以下同じ。)となります。又、当月末日までにご利用されたご利用元金残高について、お支払日までに発生した利息を当該お支払日にお支払い頂きます。

#### 第 9 条 (利息、手数料その他の費用)

- (1)会員は、カードキャッシングのご利用元金に別表に定める方法で計算した利息を加算した金額をオリコに支払うものとします。尚、利息は、会員がご利用されたご利用単位毎に算出されます。
- (2)第 1 項に定めるほか、会員は次の費用を負担するものとします。
- a.現金自動支払機その他の機械(ATM)によりキャッシングをした場合又は返済した場合の ATM 手数料として、ご利用 1 回当たり、ご利用金額 1 万円以下の場合 108 円 (税込)、ご利用金額 1 万円超の場合は 216 円 (税込)。
- b.支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料) {ご参考 コンビニエンスストア手数料 お支払額 1 万円未満 64 円 (税込)、5 万円未満 108 円 (税込)、5 万円以上 324 円 (税込) (平成 26 年 4 月 1 日現在)}
- c.オリコから会員へ返金が発生した場合の返金に要する費用。

#### 第 10 条 (お支払方法・ご返済場所)

- (1)本規約に基づく会員のオリコに対する全てのお支払いは、会員が予め指定するオリコの認めた金融機関の預貯金口座から口座振替もしくは自動払込の方法によります。但し、これらの方法によるお支払いがない場合は、オリコの指定する預貯金口座への振込、オリコの指定するコンビニエンスストアの収納代行を利用したお支払いその他オリコの認める方法によりお支払い頂きます。
- (2)会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してお支払いしたときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、オリコへの支払いがなされたものとします。

#### 第 11 条(繰上返済の場合の特約)

- (1)会員は、残債務の全部又は一部について約定期日前に支払い(以下「繰上返済」という)を行うことができます。この場合、会員は、予めオリコにその旨を連絡し、オリコが指定する方法、内容に従って行うものとし、残元金と実質年率で計算された一括返済日までの端日数利息をお支払い頂きます。(2)会員が、オリコに対する事前の連絡を怠って繰上返済

を行った場合もしくはオリコが指定する方法、内容と異なった方法で繰上返済を行った場合、オリコが当該繰上返済について当初の約定日に支払ったものとして取扱うか、又は当該繰上返済の全部もしくは一部についてオリコ所定の方法により計算された超過支払額であるとして、これを会員に返金しても異議ないものとします。

#### 第 12 条 (支払債務の充当順位)

(1)会員が本規約に基づき返済した返済金は、カードキャッシングの各利用分毎に法定充当順位に準じたオリコの定める所定の方法により充当されるものとします。

(2)会員の返済した金額が、本規約及びその他の契約に基づきオリコに対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、オリコの適当と認める順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。

#### 第 13 条(利息制限法超過部分の利息のお支払い)

会員がカードキャッシングを利用した場合において、借入れの利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合、会員は、超える部分の利息について支払う義務を負いません。

#### 第 14 条(遅延損害金)

会員が返済を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延元金に対して、又期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日より完済に至るまで残元金に対して、年 18.0%の割合を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 15 条(期限の利益の喪失)

(1)会員が次の何れかに該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対し負担する一切の支払債務について期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。a.支払いを 1 回でも怠ったとき(但し、利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する)。b.自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。c.強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。d.破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。e.債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。

(2)会員が、次の何れかの事由に該当したときは、オリコの請求により、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。a.本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。b.失踪もしくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく

悪化したとき。c.第7条第1項各号に該当した場合、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

#### 第16条(取引内容の通知方法・マンスリーステートメント)

(1)会員は、以下の各号の書面の交付をその交付すべき時期に受ける代わりに、オリコの定める1月間における貸付と返済に関する取引内容を所定期日にまとめた書面(以下「マンスリーステートメント」という)として交付されることを承諾します。a.貸金業法第17条第1項に基づいて、会員が借入れに係る契約を締結する都度オリコから交付される書面。b.貸金業法第18条第1項に基づいて、貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について会員が返済する都度オリコから交付される書面。(2)前項に定めるマンスリーステートメントによる書面交付の開始時期は、別途オリコにおいて定め、これを通知又は公表するものとします。

#### 第17条(電磁的方法による書面の送付)

(1)会員は、以下の各号の書面の交付を受ける代わりに、電磁的方法による方法で通知を受けることを承諾します。a.第16条第1項a.に定める書面。b.第16条第1項b.に定める書面。c.貸金業法第17条第6項に基づいて一定期間の取引内容がまとめて記載された書面。d.貸金業法第18条第3項に基づいて一定期間の返済内容がまとめて記載された書面。(2)前項に定める電磁的方法による通知については、会員との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。

#### 第18条(貸付の契約等に係わる勧誘の承諾)

会員は、オリコが会員に対して貸付の契約、並びに「個人情報の取扱いに関する条項」で承諾した内容に関し、勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が、当該勧誘の全部又は一部について承諾しないとき、又は承諾を取消すときは、オリコに対し勧誘の停止を求めることができるものとします。

#### 第19条(脱会)

会員がその都合により脱会するときは、オリコ宛その旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債務がある場合、会員は当該残債務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。

#### 第20条(カードの利用停止と会員資格の喪失)

(1)会員が、次の各号の何れかに該当したときは、オリコは、会員に通知することなくカードの利用を停止しもしくは会員資格を喪失させることができるものとします。a.オリコに対し虚偽の申告をした場合。b.本規約の何れかに違反した場合。c.本規約に基づく支払債務そ

の他オリコに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。d.期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。e.オリコもしくは個人信用情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあるとオリコが判断した場合。f.会員への通知、連絡が不能とオリコが判断した場合。g.その他オリコが会員として不相当と判断した場合。(2)第1項に該当し、オリコ又はオリコの委託を受けた者からカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与されたカードを切断する等利用不能の状態にした上で、返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。(3)会員がオリコの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1項各号の何れかひとつに該当した場合、会員の保有するオリコが発行する全てのカードについて、第1項が適用されるものとします。

#### 第21条(届出事項の変更・調査)

(1)会員は、オリコに届出たカードの利用目的、住所、氏名、電話番号、勤務先、職種、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定の届出書によりオリコに通知するものとします。又、会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオリコに通知するものとします。通知を行わなかったことによる不利益は会員の負担となります。(2)会員は、第1項の住所、氏名の変更の通知を怠ったことにより、オリコからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、オリコが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、第1項の住所、氏名の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(3)会員は、その財産、収入、信用等をオリコ又はオリコの委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

#### 第22条(紛失・盗難)

(1)会員は、カードを紛失し、又は盗難等にあつたときは、直ちにオリコに連絡の上、最寄りの警察署にその旨を届出るとともに、オリコ所定の届出書をオリコに提出するものとします。(2)会員の故意又は重大な過失により、カードを紛失し又は盗難等にあつた場合におけるカードの不正な利用等による損害については、会員の負担とします。

#### 第23条(カードの再発行)

カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失等が生じた場合、会員は、オリコに対し再発行を請求することができるものとし、オリコが承認したときにカードは再発行されるものとします。

#### 第24条(規約の変更)

オリコが予め会員に一定期間の猶予期間を設けて変更内容を通知したときは、当該期間の

経過をもって規約変更の効力が生じるものとします。

#### 第 25 条(債権譲渡)

会員は、オリコが本規約に基づく債権及び権利を、オリコの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オリコホームページ(<http://www.orico.co.jp>)] に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オリコが譲渡した債権を譲受人から再び譲受けること、並びにオリコが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

#### 第 26 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地及びオリコの本社、各支店、センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第 27 条 (準拠法)

会員とオリコとの本規約に関する準拠法は全て日本法とします。

<別表>

#### 返済金額一覧

利用可能枠 50 万円以下		利用可能枠 50 万円超	
利用残高(月末の残高)	毎月の返済金額	利用残高(月末の残高)	毎月の返済金額
100,000 円以下	10,000 円	100,000 円以下	10,000 円
100,001 円～200,000 円	10,000 円	100,001 円～200,000 円	20,000 円
200,001 円～300,000 円	15,000 円	200,001 円～300,000 円	20,000 円
300,001 円～500,000 円	15,000 円	300,001 円～500,000 円	30,000 円
500,001 円～1,000,000 円	-	500,001 円～1,000,000 円	30,000 円
1,000,001 円～2,000,000 円	-	1,000,001 円～2,000,000 円	40,000 円
2,000,001 円～3,000,000 円	-	2,000,001 円～3,000,000 円	50,000 円
3,000,001 円～4,000,000 円	-	3,000,001 円～4,000,000 円	80,000 円
4,000,001 円～5,000,000 円	-	4,000,001 円～5,000,000 円	100,000 円

## 貸付の利率

利用可能枠	10万円	30万円	50万円	100万円	200万円
実質年率	15.0%～18.0%		9.6%～18.0%	7.8%～15.0%	5.4%～12.0%
利用可能枠	300万円	400万円	500万円		
実質年率	4.8%～9.6%		4.5%～9.6%		

※貸付の利率は、上記利率のうち、所定の審査によりオリコが決定した利率とし、別途会員に通知されます。但し、会員が本規約に基づくカードキャッシングの借入債務又は本規約に基づくカードキャッシング以外にオリコに対して金銭消費貸借上の借入債務を負担している場合、新たに利用されるカードキャッシングの貸付の利率は、当該借入債務の残元金の額と本規約に基づき新たに利用されるカードキャッシングの利用元金の額の合計額に応じて、以下の通りとなります(既にご利用されているカードキャッシングの貸付の利率は、上表のご利用可能枠に応じた貸付の利率のままとなります)。尚、ご利用可能枠が引上げ又は引下げとなったときは、それ以降のカードキャッシングのご利用分については、引上げ後又は引下げ後のご利用可能枠に応じた貸付の利率が適用されます。

合計額	貸付の利率
100万円未満	18.0%(実質年率)と上表のご利用可能枠に応じてオリコが決定した貸付の利率の何れか低い利率
100万円以上	15.0%(実質年率)と上表のご利用可能枠に応じてオリコが決定した貸付の利率の何れか低い利率

## 返済方式

元利定額リボルビング方式(残高スライド)

## 利息の計算の方法

ご利用残高に対し、貸付利率{1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算}を乗じて算出します。

## ご返済計算例

実質年率 18.0%で 1月 15日に 100,000円をお借入れの場合(うるう年でない)

a.返済総額 109,791円

b.内訳 元金 100,000円 利息 9,791円

c.毎月の返済金額 第1～10回目 10,000円 第11回目 9,791円

返済回数(回)

上記ご返済計算例の場合、11回

返済期間(カ月)

上記ご返済計算例の場合、11 カ月

※返済期間・返済回数・返済金額は、ご返済や追加のご利用による残高の変動に応じて変動する場合があります。

〔お問合せ窓口〕

株式会社オリエントコーポレーション (<http://www.orico.co.jp>)

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

電話番号 03-5275-0211

大阪お客様相談センター

電話番号 06-6263-3201

株式会社オリエントコーポレーション

〒102-8503

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

登録番号 関東財務局長(11)第00139号

日本貸金業協会会員 第000006号

【返済等でお困りのときは】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051(受付時間 9:00~17:30 土、日、祝日、年末年始を除く)

契約内容をご確認のうえ、計画的なご利用をお願いします。